

改正	平成15年9月24日規則第88号 平成16年6月22日規則第64号 平成17年9月27日規則第90号 平成20年4月15日規則第35号 平成23年11月4日規則第66号 平成27年3月31日規則第24号 平成29年7月11日規則第41号 令和3年7月15日規則第60号 令和6年3月29日規則第23号	平成16年3月26日規則第15号 平成17年3月4日規則第10号 平成18年10月20日規則第92号 平成20年6月27日規則第45号 平成25年1月8日規則第1号 平成29年3月7日規則第5号 平成31年3月19日規則第12号 令和4年8月30日規則第35号
----	--	---

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則をここに公布する。

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議を要する土地開発行為）

第2条 条例第16条第1項第3号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為（同項第1号又は第2号に掲げる土地開発行為を除く。）とする。

（1）開発区域に隣接する土地（開発区域に森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となっている民有林（以下「民有林」という。）が含まれる場合にあっては、近接する土地を含む。以下「隣接地」という。）において行われた土地開発行為（条例第16条第2項各号に掲げる土地開発行為を除く。以下この項において同じ。）が完了した日から起算して5年を経過する日以前に、当該開発区域において行おうとする土地開発行為で、当該開発区域の土地開発事業者と当該隣接地の土地開発事業者が同一の者であるものであり、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 開発区域に含まれる民有林の面積と隣接地において行われた土地開発行為に係る区域に含まれる民有林（含まれていた民有林を含む。）の面積を合計した面積が条例第16条第1項第1号に規定する要件に該当すること。

イ 開発区域の面積と隣接地において行われた土地開発行為に係る区域の面積を合計した面積が条例第16条第1項第2号に規定する要件に該当すること。

（2）前号に掲げるもののほか、隣接地において行われた土地開発行為が完了した日から起算して3年を経過する日以前に、当該開発区域において行おうとする土地開発行為で、隣接地における土地開発行為と一体性を有すると認められる次に掲げるもののいずれかに該当するものであり、かつ、前号ア又はイに掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 店舗又は共同住宅のための駐車場、工場のための資材置場又は作業場等隣接地における土地開発行為により設置された施設と機能の上で相互に関連し、一体となっている施設を設置するための土地開発行為

イ 土石の採取区域の拡張、土砂等による埋立地の拡張等隣接地における土地開発行為と同種の土地開発行為であり、かつ、隣接地における土地開発行為により設置された管理棟、出入口、通路、調整池等の施設を共用する土地開発行為

2 前項第1号の場合において、次の各号に掲げる開発区域の土地開発事業者の区分に応じ、当該各号に定める者が隣接地の土地開発事業者であるときは、当該隣接地の土地開発事業者は、当該開発区域の土地開発事業者と同一の者とみなす。

（1）法人の場合 次のいずれかに該当する者

ア 当該法人の役員又はその役員の配偶者若しくは同居の親族

- イ アに掲げる者が役員である法人
- ウ 当該法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数又は出資の金額の総額の100分の50を超える当該株式の数又は出資の金額（以下「過半数の株式等」という。）を所有する者（当該者が法人である場合は、その役員を含む。）
- エ 当該法人によって過半数の株式等が所有されている法人又はその役員

(2) 個人の場合 次のいずれかに該当する者

- ア 当該個人の配偶者又は同居の親族
- イ 当該個人又はアに掲げる者が役員である法人
- ウ 当該個人若しくはアに掲げる者によって過半数の株式等が所有されている法人又はその役員（協議を要しない土地開発行為）

第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。

(1) 国、地方公共団体又は次に掲げる法人が行う土地開発行為

- ア 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- イ 独立行政法人水資源機構
- ウ 地方住宅供給公社
- エ 地方道路公社
- オ 土地開発公社

(2) 次に掲げる事業として行われる土地開発行為

- ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設を設置するための事業及び同項第2号に規定する区画整理
- イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- ウ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業（イに該当するものを除く。）

(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為

- ア 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- ウ 放送法（昭和25年法律第132号）第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する放送設備
- エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設
- オ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設
- カ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第3条第1号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設
- キ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- ク 航空法（昭和27年法律第231号）による空港に設置される施設で当該空港の機能を確保するため必要なもの若しくは当該空港を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの
- ケ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第5項に規定する一般ガス導管事業の用に供するものに限る。）
- コ 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定する工業用水道施設
- サ 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル
- シ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定する送電事業又は同項第11号の2に規定する配電事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物
- ス 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- セ 石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設

- ソ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
  - タ 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路及び当該高速道路と連結して設置される施設で当該高速道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他のもの
- (4) 農地を改良し、又は保全するために行われる土地開発行為（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）
- (5) 林業を営むために行われる土地開発行為（土石の採取又は土砂等による埋立てを伴う土地開発行為及び森林法第10条の2第1項の許可に係る土地開発行為を除く。）
- (6) 土地の通常の管理のために必要な土地開発行為  
一部改正〔平成15年規則88号・16年64号・17年10号・90号・18年92号・20年35号・45号・23年66号・25年1号・27年24号・29年5号・41号・令和4年35号・令和6年23号〕

（土地開発行為協議書）

第4条 条例第16条第1項の規定による協議をしようとする者（以下この条において「協議者」という。）は、土地開発行為協議書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 位置図、現況図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図、求積図、防災施設等構造図及び緑化計画図
- (2) 防災施設等設計計算書及び土工量計算書
- (3) 利害関係人の同意書
- (4) 開発区域内の土地の登記事項証明書
- (5) 協議者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
- (6) 協議者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
- (7) 香川県の県税に係る納税証明書（協議者が香川県内に住所等を有しない場合にあっては、住所がある都道府県の都税又は道府県税に係る納税証明書）
- (8) 工程表
- (9) 現況写真
- (10) その他知事が必要と認める書類  
一部改正〔平成17年規則10号・令和6年23号〕

（協議終了通知書に記載する事項）

第5条 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第17条第1項に規定する開発計画の適否及びその理由
- (2) 土地開発行為の実施に当たり遵守すべき事項
- (3) その他知事が必要と認める事項  
（協議を要しない開発計画の変更）

第6条 条例第18条第1項ただし書の規則で定める変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

- (1) 土地開発行為の目的の変更
- (2) 開発区域の面積の2割以上の面積を増加させる変更
- (3) 調整池、沈砂池、擁壁等主要な防災施設の変更
- (4) 土地開発行為に伴う切土、盛土等の土工量の2割以上の量を増加させる変更
- (5) 土地開発行為の実施期間について2年を超える期間延長させる変更
- (6) 森林法第10条の2第1項の許可を要することとされる変更  
（土地開発行為変更協議書等）

第7条 条例第18条第1項の規定による協議をしようとする者は、土地開発行為変更協議書（第2号様式）に、第4条各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、条例第18条第3項に規定する変更協議終了通知書について準用する。

(土地開発行為変更届出書)

第8条 条例第18条第5項の規定による届出は、土地開発行為変更届出書（第3号様式）に、第4条各号に掲げる書類のうちその内容の変更に係る書類を添付して行わなければならない。

(土地開発行為着手届出書等)

第9条 条例第20条第1項の規定による届出は、土地開発行為着手届出書（第4号様式）により行わなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による届出は、土地開発行為休止（廃止）届出書（第5号様式）に当該休止又は廃止のために講じた措置の内容を明らかにした書類を添付して行わなければならない。

3 条例第20条第2項の規定により土地開発行為を休止する旨の届出を行った者は、当該届出に係る土地開発行為を再開したときは、当該再開の日から5日以内に、土地開発行為再開届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

4 条例第20条第3項の規定による届出は、土地開発行為完了届出書（第7号様式）により行わなければならない。

(地位の承継)

第10条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の条例第18条第1項に規定する土地開発協議者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、条例第16条第1項又は第18条第1項の規定による協議に係る土地開発行為を行う土地を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該土地開発協議者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、当該承継の日から15日以内に、地位の承継届出書（第8号様式）に当該承継があったことを証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(公表)

第11条 条例第23条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 土地開発事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 公表の原因となる事実

(3) その他知事が必要と認める事項

(身分証明書)

第12条 条例第24条第2項の証明書は、第9号様式によるものとする。

(書類の提出部数)

第13条 この規則の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正本1通及び写し2通とする。ただし、開発区域が2以上の市町の区域にわたるときの写しの部数は、1に関係市町の数を加えた部数とする。

一部改正〔平成16年規則15号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例第16条第1項及び第19条第1項の規定は、次に掲げる土地開発行為については、適用しない。ただし、この規則の施行の日以後において法令等の規定により新たに許可、認可その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を要することとされる場合は、この限りでない。

(1) この規則の施行の際現に土地開発行為が行われている土地の区域における土地開発行為（次号又は第3号に掲げる土地開発行為を除く。）

(2) 法令等の規定により許認可等を要する土地開発行為で、この規則の施行の際現に当該許認可等を受け、又はその申請等がされているもの

(3) この規則の施行前に香川県大規模土地開発事業指導処理要綱（昭和48年香川県告示第35号）の規定による協議が開始され、又は香川県森林保全対策要綱（平成4年香川県告示第477号）の規定による届出がされた土地開発行為

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

3 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12

年香川県規則第117号) の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項の次に次のように加える。

3の2 特例条例別 表第2の3の2の 項の規則で定める 書類	みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号。以下この項において「条例」という。）及びみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1) 条例第16条第3項及び第18条第2項に規定する協議書 (2) 規則第8条、第9条及び第10条第2項に規定する届出書
---	---

附 則（平成15年9月24日規則第88号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第15号抄）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月22日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定（同号ホを削る部分を除く。）は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第10号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第3条第3号ヲの改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日規則第90号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年10月20日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月15日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成23年11月4日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年1月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第24号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日規則第5号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月11日規則第41号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現に第3条の規定による改正前のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第3条第3号ケ又はシに掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為（第3条の規定による改正後のみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第3条第3号ケ又はシに掲げる施設を設置するために行われるものを除く。）を行っている土地開発事業者は、当該土地開発行為についてみどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）第16条第1項の規定による協議を行ったものとみなす。

附 則（平成31年3月19日規則第12号）

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年7月15日規則第60号）

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年8月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第23）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 土地開発行為協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

土地開発行為を行いたいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定により協議します。

土地開発行為の目的						
土地開発行為を行う土地の所在		市・郡・町大字・字・番地	地目	開発区域面積	所有者	備考
			合 計			
開発区域面積の内訳		森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計
主要工事計画	土 工 関 係	切土量 $m^3$	最大切土高 $m$	切土法勾配 $1:$		
	防災施設関係	盛土量 $m^3$	最大盛土高 $m$	盛土法勾配 $1:$		
		捨土量 $m^3$	外部搬入土量 $m^3$	最大法面積 $m^2$		
		土留工(擁壁)	$m$	植 栽 工 $m^2$		
	暗きよ工	$m$	法面緑化工 $m^2$			
	水 路 工	$m$				
	沈 砂 池	箇所(貯砂容量 $m^3$ )	洪水調整池	箇所(調整容量 $m^3$ )		
事業費計画	事 業 費 の 内 訳				資 金 計 画	
	区 分	数 量	単 価	金 額	種類又は名称	
			円	千円		
土地開発行為の実施予定期間	着手 年 月 日	完了 年 月 日	( 箇月間 )			
施 工 者	住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先					

注1 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載してください。

2 土地開発行為を行う土地の所在が地域森林計画対象民有林である場合は、備考欄にその旨を記載してください。

3 協議者と施工者が同一の場合は、施工者欄の記載を省略することができます。

4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

## 土地開発行為変更協議書

年 月 日

香川県知事

殿

協議者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の〕

〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更したいので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定により協議します。

変 更 理 由						
変更予定年月日		年 月 日				
土地開発行為の目的						
土地開発行為を行ふ土地の所在		市・郡・町大字・字・番地	地目	開発区域面積	所有者	備考
			合 計			
開発区域面積の内訳		森 林	農 地	宅 地	里道・水路・その他	合 計
主要工事計画	土 工 関 係	切土量 $m^3$	最大切土高 m	切土法勾配 1 : $\frac{\text{のりこう}}{\text{さりこう}}$		
		盛土量 $m^3$	最大盛土高 m	盛土法勾配 1 : $\frac{\text{のりこう}}{\text{さりこう}}$		
		捨土量 $m^3$	外部搬入土量 $m^3$	最大法面積 $m^2$		
		土留工(擁壁)	m	植 栽 工 $m^2$		
防災施設関係	暗きよ工	m	法面緑化工 $m^2$			
	水路工	m				
	沈砂池	箇所(貯砂容量 $m^3$ )	洪水調整池	箇所(調整容量 $m^3$ )		
事業費計画	事 業 費 の 内 訳				資 金 計 画	
	区 分		数 量	単 価	金 額	種類又は名称
				円	千円	千円
土地開発行為の実施予定期間		着手 年 月 日	完了 年 月 日	( 箇月間 )		
施 工 者		住 所 氏 名(法人名・代表者名) 連絡先				

注1 変更しようとする事項について、変更前及び変更後の内容がわかるように記載してください。

2 開発区域面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第4位まで記載してください。

3 変更内容のわかる図面、写真等必要な書類を添付してください。

4 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

## 土地開発行為変更届出書

年　月　日

香川県知事 殿

届出者　住 所  
 氏 名  
法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名  
 電話番号

年　月　日付け 第　　号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について開発計画の内容を変更するので、みどり豊かでうるおいのある国土づくり条例第18条第5項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的		
土地開発行為を行う土地の所在		
変　更　事　項	変　更　前	変　更　後
変更予定年月日	年　月　日	
変　更　理　由		

注1 変更内容のわかる図面、写真等必要な書類を添付してください。

## 土地開発行為着手届出書

年　月　日

香川県知事 殿

届出者　住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

年　月　日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為に着手したので、  
 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第20条第1項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	
土地開発行為を行う土地の所在	
土地開発行為の着手年月日	年　月　日
土地開発行為の完了予定期限年月日	年　月　日
参考事項	

## 土地開発行為休止(廃止)届出書

年　月　日

香川県知事

殿

届出者　住 所  
氏 名  
 (法人にあっては、主たる事務所の)  
 所在地、名称及び代表者の氏名  
 電話番号

年 月 日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為を休止(廃止)するので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第20条第2項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的			
土地開発行為を行う土地の所在			
土地開発行為の実施予定期間	着手年月日	年	月
	完了予定年月日	年	月
届出の種別	休止	・	廃止
休止(廃止)予定年月日	年	月	日
休止(廃止)の理由			
開発区域において休止(廃止)のために講じた措置の概要			
再開予定年月日(休止の場合)	年	月	日
参考事項			

注1 休止(廃止)のために講じた措置の内容のわかる計画書、図面等の書類を添付してください。

## 土地開発行為再開届出書

年　月　日

香川県知事

殿

届出者　住 所

氏 名

法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

休止していた土地開発行為を再開したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第9条第3項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	
土地開発行為を行う土地の所在	
土地開発行為の休止年月日	年　月　日
土地開発行為の再開年月日	年　月　日
土地開発行為の完了予定年月日	年　月　日
参考事項	

## 土地開発行為完了届出書

年　月　日

香川県知事 殿

届出者　住 所  
 氏 名  
 (法人にあっては、主たる事務所の  
 所在地、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号

年　月　日付け 第 号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為が完了したので、  
 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第20条第3項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	
土地開発行為を行った土地の所在	
土地開発行為の着手年月日	年　月　日
土地開発行為の完了年月日	年　月　日
参考事項	

## 地位の承継届出書

年　月　日

香川県知事

殿

届出者　住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

年　月　日付け 第　号で(変更)協議終了通知を受けた開発計画に係る土地開発行為について土地開発協議者の地位を承継したので、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則第10条第2項の規定により届け出ます。

土地開発行為の目的	
土地開発行為を行う土地の所在	
被承継人の住所及び氏名 (所在地、名称及び代表者の氏名)	
承継　年　月　日	年　月　日
地位の承継理由	
参考事項	

注1 地位の承継があったことを証明する書類を添付してください。

第9号様式（第12条関係）

(表面)

		8センチメートル		
				第 号
<p>写 真</p>	身 分 証 明 書			
	所 職 氏 生年月日	属 名 名		
			年 月 日	
<p>上記の者は、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第24条 第1項の職員であることを証明する。</p>				9センチメートル
年 月 日				
香川県知事			印	

(裏面)

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（抜粋）

(立入検査等)

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土地開発協議者に対し、開発計画に係る土地開発行為の状況について報告を求め、又はその職員に、事務所その他の事業場に立ち入り、当該土地開発行為の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第29条 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。